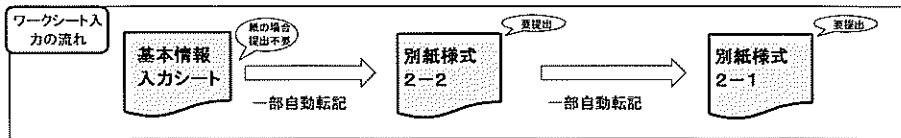


●はじめに本シート（基本情報入力シート）の黄色セルに入力することで、交付金の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。
【注意】本シートは様式作成用のため、本計画書の提出を紙で行う場合、本シートの提出は不要です。ただし、都道府県に電子媒体で提出する場合は、本シートを削除せずそのまま提出してください。

●「別紙様式2-1」を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式2-2」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。



1 提出先に関する情報

提出先	愛知県
-----	-----

様式の作成・提出に当たっては、都道府県ごとに、各都道府県がホームページ等で公開した様式を用いるようにしてく

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイケンゴジヤウシヨウヨクサノフサシカイ
	名称	社会福祉法人光洋福祉会
法人住所	〒	4 6 3 0 0 1 8
	住所1(番地・住居番)	名古屋市中心区桜坂西丁目111番地
	住所2(建物名等)	一粒荘
法人代表者	職名	理事長
	氏名	太田 功
法人番号		6180005002778
書類作成担当者	フリガナ	タケカワカタツ
	氏名	坪川 寛宣
連絡先	電話番号	052-736-0571
	E-mail	hitotsubu@dragon.email.ne.jp

交付金申請額の算出根拠となる金額です。
少ないと変更交付金申請手続きが発生しますので、正確に見込みつつ、場合によっては令和5年度で最も高い月の報酬金額を入力するなど、過少にならないようにしてください。

※あまりにも金額が高い場合は、本県予算額を超過する可能性がありますので御注意ください。

※新規開設事業所は、R6.4月分報酬総額の見込額とするなど、適切に見込んでください。

下載に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2(交付金)に反映されます。

※「一月あたりの障害福祉サービス等報酬総額(円)」には、令和5年2月から5月までの4か月間のサービス別の報酬総額(各種加算減算を含む。また、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算も含む。)を4で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載すること。

通し番号	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総 額[円]
			都道府県	市区町村			
1	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	生活介護	15,671,956
2	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	短期入所	593,665
3	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	施設入所支援	7,425,712
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイワクシホウジンコウヨウワクシカイ			
法人名	社会福祉法人光洋福祉会			
法人所在地	〒 4630018 名古屋市守山区桜坂四丁目111番地 一粒荘			
フリガナ	ツボ・カワカノ			
書類作成担当者	坪川 寛宣			
連絡先	電話番号	052-736-0571	E-mail	hitotsubusou@dragon.email.ne.jp

2 賃金改善計画について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年2～5月分)	1,014,736	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2～5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,136,032	円	☐
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年4・5月分)	507,368	円	(101.66) % ☐
ii)賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	593,585	円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の見込額 (右側の額はi)欄の額の2/3以上となること)	515,814	円	
福祉・介護職員の賃金改善の見込額(参考)	418,069	円	
うち、基本給等による改善の見込額	362,982	円	(86.82) %
(一月あたり)	181,491	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	175,516	円	
うち、基本給等による改善の見込額	152,832	円	(87.08) %
(一月あたり)	76,416	円	

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
Ⅰ 交付金による賃金改善の見込額が交付金による収入額(交付金の見込額)以上となること
Ⅱ 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

☒	処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	☐
-------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給		決まって毎月支払われる手当(新設)	✓	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)	
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)	✓	手当(既存の増額)		賞与	該当なし(全て基本給等) その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)							
	就業規則の見直し		✓	賃金規程の見直し			その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
(特別手当) 第14条 特別手当は、年末年始等特別な勤務体制を組み従事する職員に対して、その特別性に応じて別表8に定める額を支給する。 2 福祉・介護処遇改善加算等の算定期間中に限り、同計画書に基づく特別手当を支給し、対象期間に勤務した職員に対して、別表9に定める月額を給料又は期末勤勉手当と併せて支給する。								
③ベースアップの実施予定	✓	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情					

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 交付金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ✓ 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払に係る愛知県国民健康保険団体連合会から愛知県への支払口座情報の提供に同意します。
- ✓ 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
- ✓ (提出先が愛知県の場合に限り、)本計画書をもって福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付申請を行い、交付申請額を本計画書2①の額とします。
- ✓ (提出先が愛知県の場合に限り、)交付金額算定の基となる算定対象期間中の障害福祉サービス等報酬の請求をもって、本交付金の請求とし、支払期日等は愛知県に一任します。
- ✓ (提出先が愛知県の場合に限り、)本交付金の受領に際し、愛知県国民健康保険団体連合会から愛知県に情報提供された口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者(法人代表者)と異なる場合は、当該受取人に本交付金の受領の一切を委任します。
- ✓ (提出先が愛知県の場合に限り、)本交付金の受領に際し、債権譲渡がある場合に別途愛知県に届け出た口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者(法人代表者)と異なる場合は、当該受取人に本交付金の受領の一切を委任します。

令和 6 年 4 月 4 日

法人名 社会福祉法人光洋福祉会
代表者 職名 理事長 氏名 太田 功

【記入上の注意】

- ・ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	☐
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額以上となっている	☐
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が交付金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	☐
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	☐
4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	☐
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	☐
誓約について、空欄の項目がない	☐
別紙様式2-2(補助金)	
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	☐
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	☐
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない	☐

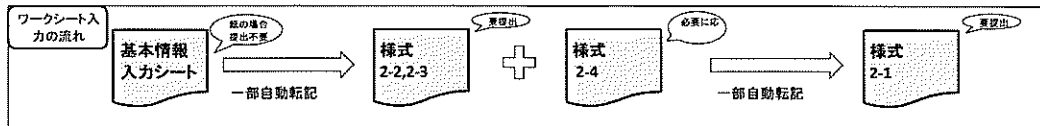
法人名	社会福祉法人光洋福祉会
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](d)	1,014,736
うち、令和6年4・5月分の交付金額(見込額)の合計[円](e)	507,368

【記入上の注意】
・処遇改善臨時特例交付金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で交付金額以上となる賃金改善等の要件を満たしていれば足りること。
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
・報酬ファクタリング等のサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
・交付金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。そのため、振込先の希望を、②と③の全体で1つだけ選択すること。具体的には、
・②の列で、①の債権譲渡以外の事業所の「国保連合会の振込先口座」への振込を希望するか、
・別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報等を都道府県に届け出た上で、③に「○」を付けること。

通し 番号	障害福祉サー ビス等事業所 番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアッ プ等加算の 算定有無 (令和6年4 月から算定 見込みであ る場合を含 む)	一 月あたり 障害福祉 サービス等 報酬総額 【円】(a)	交 付 率 (b)	交付対象期間(c)	福祉・介護職員 処遇改善臨時特 例交付金の見込 額(d) (a×b×c) 【円】	うち、令和6年4・ 5月分の交付金 の見込額(e)(d ×1/2)【円】	①債権譲 渡の有無 (該当する ものに「○」)	②のいずれか又は③に○ (全体で1つのみに「○」)		
			都道府県	市区町村									②国保連合 会に登録して いる口座のう ち、振込先の 希望	③債権譲 渡がある 場合、別 途届け出 た口座		
1	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	生活介護	○	15,671,956	0.8%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	501,500	250,750	—	○	—	
2	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	短期入所	○	593,665	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	37,992	18,996	—	—		
3	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	施設入所支援	○	7,425,712	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	475,244	237,622	—	—		
4							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
5							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
6							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
7							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
8							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
9							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
10							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
11							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
12							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
13							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
14							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
15							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
16							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
17							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
18							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
19							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
20							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		

令和6年度計画書

●「別紙様式2-1」を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式2-2」「別紙様式2-3」及び「別紙様式2-4」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。
ただし、令和7年3月までに(年度途中の)新加算の区分変更を行う予定がない場合、「別紙様式2-4」の記入は不要です。



各加算による賃金改額後の算出イメージ(4・5月分の)

	32万円	26万円	40万円	
賃金総額	32万円	26万円	40万円	
5月給増額による賃金改額	6万円 (賃金改定1万円、 賞与5万円)	3万円 (賃金改定2万円、 賞与1万円)	-	⇒ 計9万円
6・7月給増額による賃金改額	4万円 (賃金改定1万円、 賞与3万円)	2万円 (賃金改定1万円、 賞与1万円)	1万円 (賃金改定1万円)	⇒ 計7万円
7・8月給増額による賃金改額	1万円 (賃金改定1万円)	-	1万円 (賃金改定1万円、 賞与3万円)	⇒ 計2万円

加算提出先	名古屋市
-------	------

法人名	フリガナ	シカゴイカネンシヨウコウアソシエイ
	名称	社会福祉法人光洋福祉会
法人住所	〒	4 6 3 - 0 0 1 8
	住所1(番地・住所番号まで)	名古屋市守山区桜板四丁目111番地
	住所2(建物名等)	一粒荘
法人代表者	職名	理事長
	氏名	太田 功
書類作成 担当者	フリガナ	フネノハナバ
	氏名	坪川 真貴
連絡先	電話番号	052-736-0571
	E-mail	hitoibuhusei@dragon.email.ne.jp

※「一月あたり障害福祉サービス等給付総額」には、前年1月から12月までの1年間のサービス別の給付総額(各種加算減算を含む。)を12で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。また、「一月あたり処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等給付総額」には、前年1月から12月までの1年間の処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等給付総額を12で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。

なお、適切な処遇改善計画を策定したため、令和6年度に事業年度中に付与金額の増減が見込まれる場合には、それらの増減の見込比率反映など等の調整を行ってもよいと考えます。

[illegible]

福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンコウヨウフクシャイ		
法人名	社会福祉法人光洋福祉会		
法人所在地	〒 463-0018	名古屋市守山区桜坂四丁目111番地 一粒荘	
フリガナ	ツボカワカノフ		
書類作成担当者	坪川 覚宣		
連絡先	電話番号	052-736-0571	E-mail hitotsubusou@dragon.email.ne.jp

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和6年度の加算の見込額	(a)	31,885,398	円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b)	3,612,440	円
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c)	0	円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d)	31,885,398	円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e)	32,116,038	円



令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法			
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b - c)	(f)	3,612,440	円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	3,832,288	円
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(h)	0	円
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g + h)	(i)	3,832,288	円



【記入上の注意】

- ・ (b) には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- ・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (e)・(g)・(h) には、新加算等の算定により実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g) は (f) の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i) の値(g + h の合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

#何/何	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	
------	-----------------------------------	---

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ・ ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間		令和	6	年	4	月	～	令和	7	年	3	月	(12 か月)
②賃金改善を行う給与の種類		☐ 基本給	☐ 手当(新設)	☒ 手当(既存の増額)	☐ 賞与	☐ その他 ()							
③具体的な取組内容		(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)											
		☐ 就業規則 ☒ 賃金規程 ☐ その他 ()											
		(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。											
		(特別手当) 第14条 特別手当は、年末年始等特別な勤務体制を組み従事する職員に対して、その特別性に応じて別表8に定める額を支給する。 2 福祉・介護処遇改善加算等の算定期間中に限り、同計画書に基づく特別手当を支給し、対象期間に勤務した職員に対して、別表9に定める月額を給料又は期末勤勉手当と併せて支給する。											
		※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。											
		(上記取組の開始時期) 令和 6 年 4 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)											
④ベースアップの実施予定		☒	実施する		実施しない場合、やむを得ない事情								

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件Ⅰ(新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

①	令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	9,370,800	円	←	○
②	令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	23,467,056	円	←	

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】

※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

①新加算への移行に伴い、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額	0	円	←	0.00 %
②新たに増加する旧ベースアップ等加算相当を原資として実施する新たな賃金改善の見込額		円	←	
①のうち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(①の額の2/3以上となること)		円	←	
(括弧内は月額(10か月間算定するとした場合))	(0 円)			

(3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

☒ 令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、福祉・介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

①新規に算定する旧ベースアップ等加算の見込額		0	円	←	0.00 %
②旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(i・iiの合計)		0	円	←	
福祉・介護職員	i)旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額		円	←	0.00 %
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(総額)(括弧内は月額(2か月間算定するとした場合))	(0 円)			
その他の職員	ii)旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額		円	←	0.00 %
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(総額)(括弧内は月額(2か月間算定するとした場合))	(0 円)			

(4) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

【新加算Ⅰ～Ⅳ・Ⅴ(1)～(6)・Ⅴ(8)・Ⅴ(11)、旧処遇Ⅰ・Ⅱ】 ⇒ キャリアパス要件ⅠとⅡの両方を満たすこと。

該当

【新加算Ⅴ(7)・(9)・(10)・(12)～(14)、旧処遇Ⅲ】 ⇒ キャリアパス要件ⅠとⅡのどちらかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

☒ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ← ☒

イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

☐ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

⇒ 上記が「×」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。

☐ 令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めます。

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

☒ 次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ☒

イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)

☐ ①

資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること

☐ ②

資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること

☒ ③

実習・受験等に際して、勤務シフトの配慮を行う等。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

⇒ 上記が「×」の場合、令和6年度中の実施を誓約すること。

☐ 令和6年度中(令和7年3月末まで)に研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行います。

(5) キャリアパス要件Ⅲ 【新加算Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)・(3)・(8)、旧処遇Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

☒ 次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ☒

イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)

☒ ①

経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。

☐ ②

資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

☐ ③

一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

⇒ 上記が「×」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。

☐ 令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備します。

(6) キャリアパス要件Ⅳ 【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒ 以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒ ☒ (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒ ☒ (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(年度内の区分変更後)	⇒ ☐ (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)

⇒ 上記のいずれかまたは全てに「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。

☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。

☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

☐ その他()

(7) キャリアパス要件 V 【新加算 I・V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定 I】

キャリアパス要件 V (配置等要件) ⇒ 以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算 I の要件 (4・5月)	⇒ ☒ (別紙様式 2-2「⑦キャリアパス要件 V」の欄から転記)
新加算 I・V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件 (6月以降)	⇒ ☒ (別紙様式 2-3「⑦キャリアパス要件 V」の欄から転記)
新加算 I の要件 (年度内の区分変更後)	⇒ ☐ (別紙様式 2-4「⑦キャリアパス要件 V」の欄から転記)

(8) 職場環境等要件

【新加算 I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)及び旧特定 I・IIを算定しない場合】

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(4)・(5)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【新加算 I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定 I・IIを算定する場合】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を実施すること。

		判定
入職促進に向けた取組	☐ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ☐ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ☐ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ☒ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 ☐ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	☐ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 ☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ☐ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ☐ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ☐ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	☐ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減 ☐ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 ☐ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 ☒ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミニアップ等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきや誇りを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ☐ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ☐ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

【見える化要件】【新加算 I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定 I・II】

・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	☒ 職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」での選択 ☒ 職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載
------------	--

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求め に応じて提出)	
☒ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	☒
令和7年度に繰り越す額(2(1)①iア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	☒
☒ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	☒
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	☒
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	☒
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	☒

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 3 月 25 日 法人名 社会福祉法人光洋福祉会
代表者 職名 理事長 氏名 太田 功

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	☒
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	☒
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	☒
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	☒
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	☒

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について		
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること
		福祉・介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること
		キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること
情報公表システム等での見える化要件を満たすこと		

4 要件を満たすことの確認・証明		
・	必要な項目が全て選択されていること	☒
・	誓約・記名が行われていること	☒

別紙様式2-2 個票(令和6年4・5月分)

提出先 名古屋市

法人名	社会福祉法人光洋福祉会	
処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	3,131,564	円
特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	828,132	円
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	752,462	円
うち、新規に算定する旧ベア加算の見込額[円](別紙様式2-1 3(3)(1)に転記)	0	円
旧3加算のうち、令和6年度に増加する加算額の見込額(旧3加算の上位区分への移行によるもの)(別紙様式2-1 2(1)(b)の内数)	0	円

【記入上の注意】
・月額4万円以上の改善については、特定加算による資金改善額のみで判断すること。改善後の資金が月額440万円以上であるかは、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による資金改善額を合算金額で判断すること。

【記入上の注意】
・記入箇所は色付きのセルだけです。
・緑色 水色 黄色 のセルには、原則として全て記入してください。

⑤キャリアパス要件Ⅳについて	
資金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の資金が月額440万円以上となる者の数	12
特定加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数	3

	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	処遇加算等除く一あたり障害福祉サービス等加算額(円) (a)	処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算の別	(参考) 令和5年度	令和6年度				令和6年度に増加する加算額の見込額 (令和5年度の加算率と比較)	②月額資金要件Ⅲ 新たに増加するベースアップ等加算の見込額	③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ 資金体系整備等及び研修の実施等	⑤キャリアパス要件Ⅲ 昇給の仕組みの整備等	⑥キャリアパス要件Ⅳ 改善後の資金要件(月額8万円以上又は年間440万円以上)を満たす職員数を記載	⑦キャリアパス要件Ⅴ 福祉専門職員配置等加算等の算定状況			
			都道府県	市区町村					算定した処遇加算等の区分 ※令和6年3月時点	加算率	令和6年4・5月に算定する処遇加算等の区分	加算率(b)	算定対象月 (c) ※通常は令和6年4月～令和6年5月							処遇加算等の見込額(円) (a×b×c)		
1	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	障害者支援施設生活介護	15,073,921	処遇改善加算	処遇加算Ⅰ	6.1%	処遇加算Ⅰ	6.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	1,838,970	0		○	○	○			
								特定加算	特定加算Ⅰ	1.7%	特定加算Ⅰ	1.7%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	512,500	0							対象加算なし
								ベースアップ等加算	ベア加算	1.1%	ベア加算	1.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	331,618	0	0	○					
2	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	短期入所	949,111	処遇改善加算	処遇加算Ⅰ	8.6%	処遇加算Ⅰ	8.6%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	111,476	0		○	○	○			
								特定加算	特定加算Ⅰ	2.1%	特定加算Ⅰ	2.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	27,220	0							対象加算なし
								ベースアップ等加算	ベア加算	2.8%	ベア加算	2.8%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	36,294	0	0	○					
3	2317600431	名古屋市	愛知県	名古屋市	障害者支援施設一粒荘	施設入所支援	6,866,967	処遇改善加算	処遇加算Ⅰ	8.6%	処遇加算Ⅰ	8.6%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	1,181,118	0		○	○	○			
								特定加算	特定加算Ⅰ	2.1%	特定加算Ⅰ	2.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	288,412	0							対象加算なし
								ベースアップ等加算	ベア加算	2.8%	ベア加算	2.8%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	384,550	0	0	○					
4								処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								特定加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								ベースアップ等加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
5								処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								特定加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								ベースアップ等加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
6								処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								特定加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								ベースアップ等加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
7								処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								特定加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								ベースアップ等加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
8								処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								特定加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
								ベースアップ等加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							

提出先	名古屋市
-----	------

【記入上の注意】

- ・**記入箇所はピンク色** **グレー色** のセルだけです。
- ・**ピンク色** のセルには、原則として全て記入してください。
- ・**グレー色** のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。

福祉・介護職員等過労改善加算(見込額)の合計(円) (別紙様式2-2 12①(a)の内訳)	27,173,240
ろ、福祉・介護職員等過労改善加算に相当の1/2(見込額)の合計(円)(別紙様式2-2 12①(b)の内訳)	9,370,800
ろ、新たに増加する旧ベースアップ加算に相当の見込額(円)(別紙様式2-13 ②(1)の内訳)	0
ろ、令和4年度に増加する加算の見込額(令和4年度決定での加算額の引上げ及び加算加算への移行によるもの)(別紙様式2-2 12①(b)の内訳)	3,612,440
ろ、令和4年度に減少する加算の見込額(令和4年度決定での加算額の引下げ及び加算加算への移行によるもの)(別紙様式2-2 12①(b)の内訳)	4,334,928

【記入上の注意】
・月給8万円以上の改善については、旧特定加算相当による賃金改善額のみで判断すること、改善後の賃金が年額440万円以上であるは、新加算及び旧3加算全体での賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアパス要件Ⅳについて(「令和6年度の算定予定」について)

貸金改善額が月額平均9万円以上又は改善後の貸金が年額440万円以上となる者の数	1
新加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ[1]～(7)・(9)・000・02の算定を届け出た事業所数	

40万円以上であるは、新加算及び旧3加算全体での賃金改善額を含む金額で判断すること。																	○		○		○		○		○		○	
障害福祉サービス等事業所番号	指定担当者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	処遇加算等除く一時的な臨時雇員給与(円)(a)	令和6年度・7年度時点の旧3加算の区分	合計の加算率	(参考)令和6年度と要件を両方満たす移行した場合の新加算の区分 (かつ内は5月以降予定可能な新加算Ⅴの区分(上記と異なる場合))	加算率	算定する新加算の区分	加算率(b)	算定対象月(c) ※通常は令和6年6月～令和7年3月	新加算の見込額(円) (a×b×c)	令和6年度に増加する加算額の見込額 (令和5年度の加算率と比較)	(参考) ①月額賃金要件Ⅰ (令和7年度～)		②月額賃金要件Ⅱ		③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ		⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ				
		都道府県	市区町村													新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額	月額賃金要件Ⅰを満たす	月額賃金要件Ⅱを満たす	賃金体系等整備等及び研修の実施等	賃金体系等整備等又は研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(月額が40万円以上又は年間総440万円以上)を満たす職員数を記載	福祉専門職員配置等加算の算定状況					
1	2317600431	名古屋市	愛知県 名古屋市	障害者支援施設一般型	障害者支援施設生活介護	15,073,521	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅰ	8.9%	新加算Ⅰ	10.1%	令和6年度の算定予定 新加算Ⅰ	10.1%	令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)	15,224,260	1,808,820	5,049,530	/	0	0	0	0	0	4	対象加算なし				
							ベア加算	()	(参考)令和7年度の移行予定 新加算Ⅰ	10.1%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	18,269,112	2,170,584	6,059,556	新規に適用	0	継続で適用	継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	継続で適用	継続で適用					
2	2317600431	名古屋市	愛知県 名古屋市	障害者支援施設一般型	短期入所	648,111	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅰ	12.5%	新加算Ⅰ	15.9%	令和6年度の算定予定 新加算Ⅰ	15.9%	令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)	1,030,500	155,550	372,665	/	0	0	0	0	0	4	対象加算なし				
							ベア加算	()	(参考)令和7年度の移行予定 新加算Ⅰ	15.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,236,600	186,660	447,198	新規に適用	0	継続で適用	継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	継続で適用	継続で適用					
3	2317600431	名古屋市	愛知県 名古屋市	障害者支援施設一般型	施設入所支援	8,866,967	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅰ	12.5%	新加算Ⅰ	15.9%	令和6年度の算定予定 新加算Ⅰ	15.9%	令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)	10,910,480	1,648,070	3,948,505	/	0	0	0	0	0	4	対象加算なし				
							ベア加算	()	(参考)令和7年度の移行予定 新加算Ⅰ	15.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	13,102,176	1,977,684	4,738,206	新規に適用	0	継続で適用	継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	継続で適用	継続で適用					
4											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									
5											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									
6											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									
7											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									
8											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									
9											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									
10											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									
11											令和6年度の算定予定		令和6年6月～令和7年3月(10ヶ月)		0	/	0				/							
								()			(参考)令和7年度の移行予定		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)		0				/									

